

第 1 4 期 千曲川上流地域森林計画書(案) (千曲川上流森林計画区)

長野県佐久地域振興局管内

小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、
南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、
御代田町、立科町

長野県上田地域振興局管内

上田市、東御市、長和町、青木村

令和 2 年 4 月 1 日 変更

計画期間 自 平成 3 1 年 4 月 1 日
至 令和 1 1 年 3 月 3 1 日

長野県

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付 法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。

なお、地域森林計画の変更は、令和 2 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 官行造林の返地に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更

目 次

I 計画の大綱

第1 千曲川上流森林計画区の概況	1
1 自然的背景 (位置、気候、地形、地質、土壌)	1
2 社会・経済的背景 (人口、農業、工業、商業、交通、観光)	2
3 森林・林業の現状と課題	3
(1) 森林面積と蓄積	
(2) 民有林の森林資源	
(3) 民有林の樹種構成	
(4) 森林の所有形態	
(5) 林業労働	
(6) 高性能林業機械	
(7) 林内路網の整備状況	
(8) 間伐	
(9) 素材生産、製材品出荷	
(10) 木材流通	
(11) 認証・認定制度	
(12) 木質バイオマス利用	
(13) 特用林産物	
(14) 林業用苗木	
(15) 森林病虫害による被害	
(16) 野生鳥獣による被害	
(17) 保安林の配備状況	
(18) 企業等による森林づくり	
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	10
1 伐採立木材積	10
2 造林面積	10
3 林道の開設及び拡張	11
4 保安林の指定または解除の面積	11
5 保安施設地区の指定	11
6 保安施設事業	12
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	13
1 みんなの暮らしを守る森林づくり	14

(1) 多様な森林整備の推進	
(2) 森林の保全に向けた取組の強化	
2 木を活かした力強い産業づくり	15
(1) 林業再生の実現	
(2) 信州の木の利用促進	
3 森林を支える豊かな地域づくり	17
(1) 森林の適正な管理の推進	
(2) 森林の多面的な利用の推進	
(3) 野生鳥獣対策の推進	

II 計画事項

第1 <u>計画の対象とする森林の区域</u>	19
第2 森林の整備及び保全の方針等	22
1 森林の整備及び保全の目標等	22
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
2 公益的機能別施業森林の整備	25
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法	29
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	30
第3 森林の整備	31
1 伐採	31
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他	
2 造林	35
(1) 人工造林	
(2) 天然更新	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	
(4) その他	
3 保育及び間伐	42
(1) 保育の標準的な方法	
(2) 間伐の標準的な方法	
4 林道等路網の整備	49
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	

(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
5 森林施業の合理化等	52
(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保	
(3) 作業システムの高度化	
(4) 流通・加工体制の整備	
(5) その他	
第4 森林の保全	56
1 森林の土地の保全	56
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(3) 林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
2 保安施設	69
(1) 保安林の整備	
(2) 保安施設地区	
(3) 治山事業	
(4) 特定保安林の整備	
(5) その他	
3 鳥獣害の防止	70
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	71
(1) 森林病虫害等の被害対策	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防	
第5 保健機能森林	74
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	
(3) 保健機能森林における森林保健施設の整備	
(4) その他	

第6 計画量等	75
1 伐採立木材積	75
2 間伐面積	75
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	75
4 林道の開設及び拡張に関する計画	76
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	88
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林	90
(1) 要整備森林の所在及び面積	
(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法	
(3) 実施すべき施業の時期	
第7 保安林その他法令による制限林の施業方法	91
III 参考資料	省略
1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 気候	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町村別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積表	
(6) 樹種別材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	
(10) 防火線等の整備状況	
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林家数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 森林組合及生産森林組合の現況	

- (4) 林業事業体等の現況
- (5) 林業機械化の概況
- (6) 林道等林内路網の状況

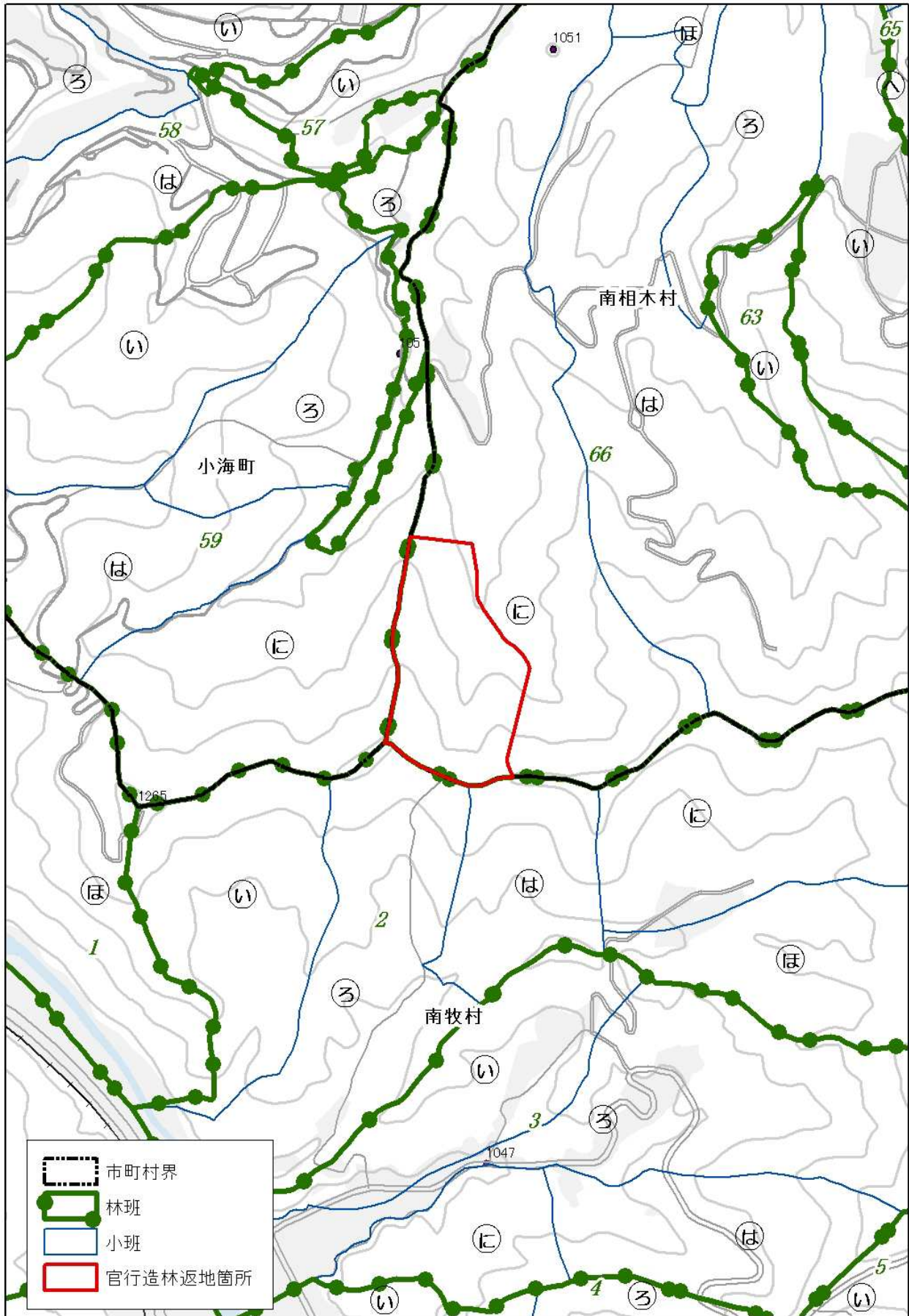
4 その他

- (1) 森林計画制度の体系
- (2) 地域森林計画樹立の流れ図

(付)利用者のために

- 注) 1 「水源^{かん}涵^{かん}養」や「水^{かん}涵^{かん}」の「涵」は、平成22年11月30日付け内閣法制局総第208号内閣法制次長通知に基づき漢字を用いて振り仮名を付ける表記としているが、保安林種の名称は、森林法上の表記に合わせて「水源^{かん}養保安林」と表記した。
- 2 各表における数値は、四捨五入のため各項の加算値と総数が一致しない場合がある。

官行造林の返地箇所(南相木村)

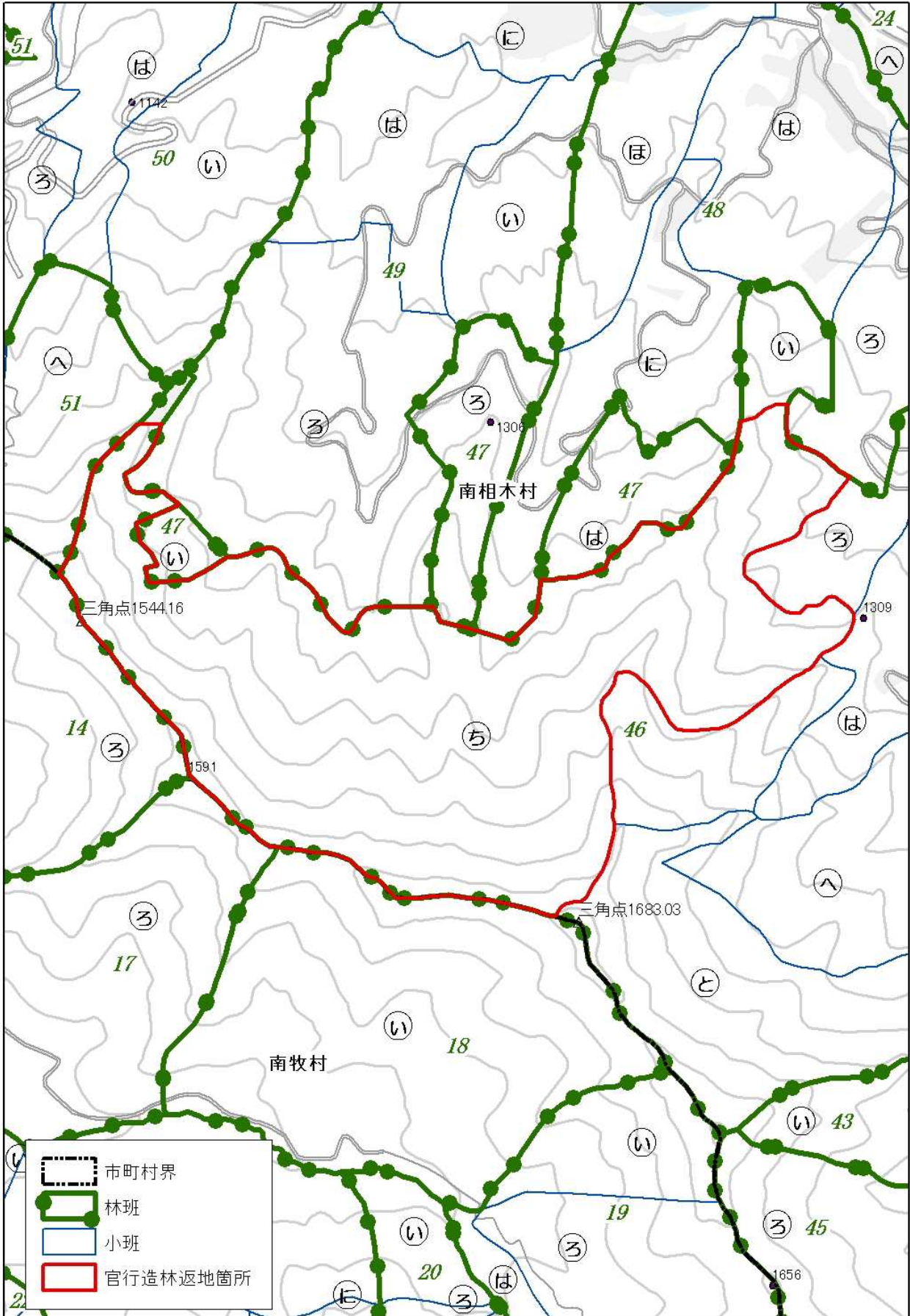


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の基盤地図情報を使用した(承認番号 平30情使、第1012

1:10,000

0 50 100 200 300 400 500
m

官行造林の返地箇所(南相木村)



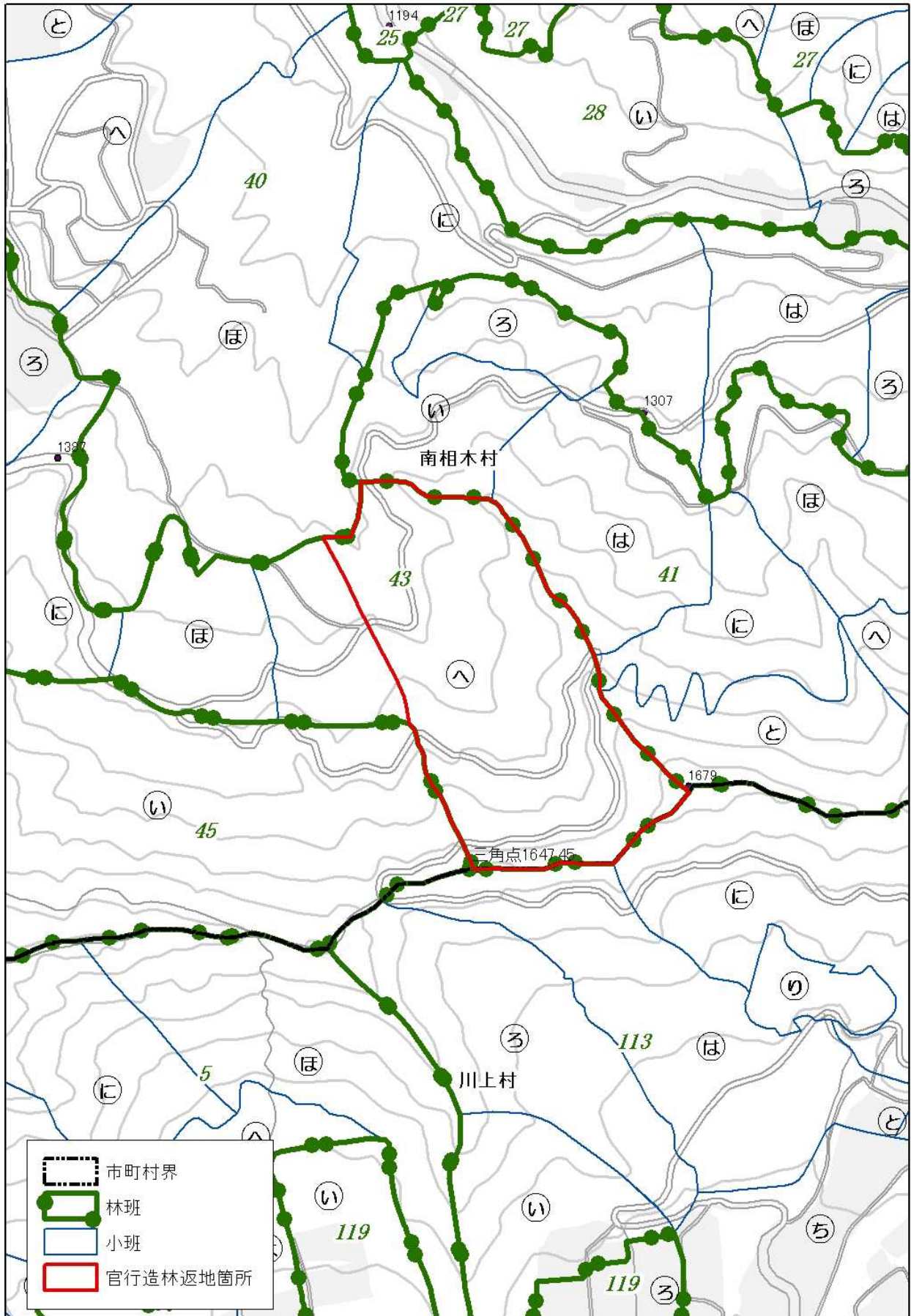
- 市町村界
- 林班
- 小班
- 官行造林返地箇所

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の基盤地図情報を使用した(承認番号 平30情使、第1012

1:10,000



官行造林の返地箇所(南相木村)

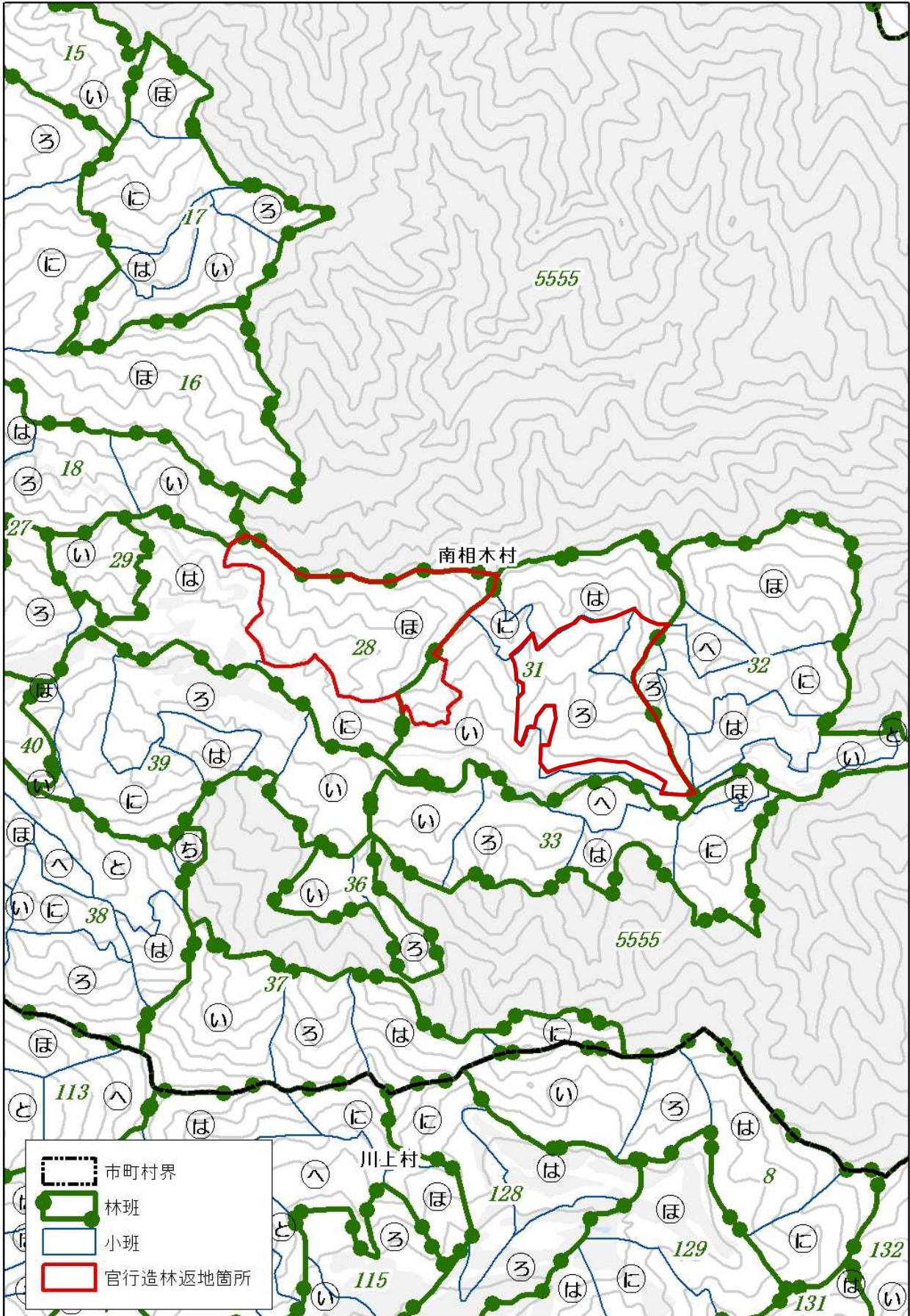


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の基盤地図情報を使用した(承認番号 平30情使、第1012

1:10,000

0 50 100 200 300 400 500
m

官行造林の返地箇所(南相木村)



1:20,000 0 100 200 400 600 800 1,000 m

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

(単位:ha)

区	分	面	積
佐久管内	小諸市	2,178	増 7ha
	佐久市	20,443	
	小海町	7,359	
	佐久穂町	11,296	増 12ha
	軽井沢町	2,933	減 -18ha
	御代田町	1,468	減 -1ha
	立科町	3,369	
	川上村	13,452	
	南牧村	6,315	増 1ha
	南相木村	3,814	増 149ha
	北相木村	3,755	
	計	76,383	増 150ha
上田管内	上田市	26,997	減 -2ha
	東御市	1,923	
	長和町	7,603	
	青木村	3,657	
	計	40,180	減 -2ha
計画区総数		116,563	増 147ha

注)1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、千曲川上流森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、佐久地域振興局、上田地域振興局において閲覧できる。

3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

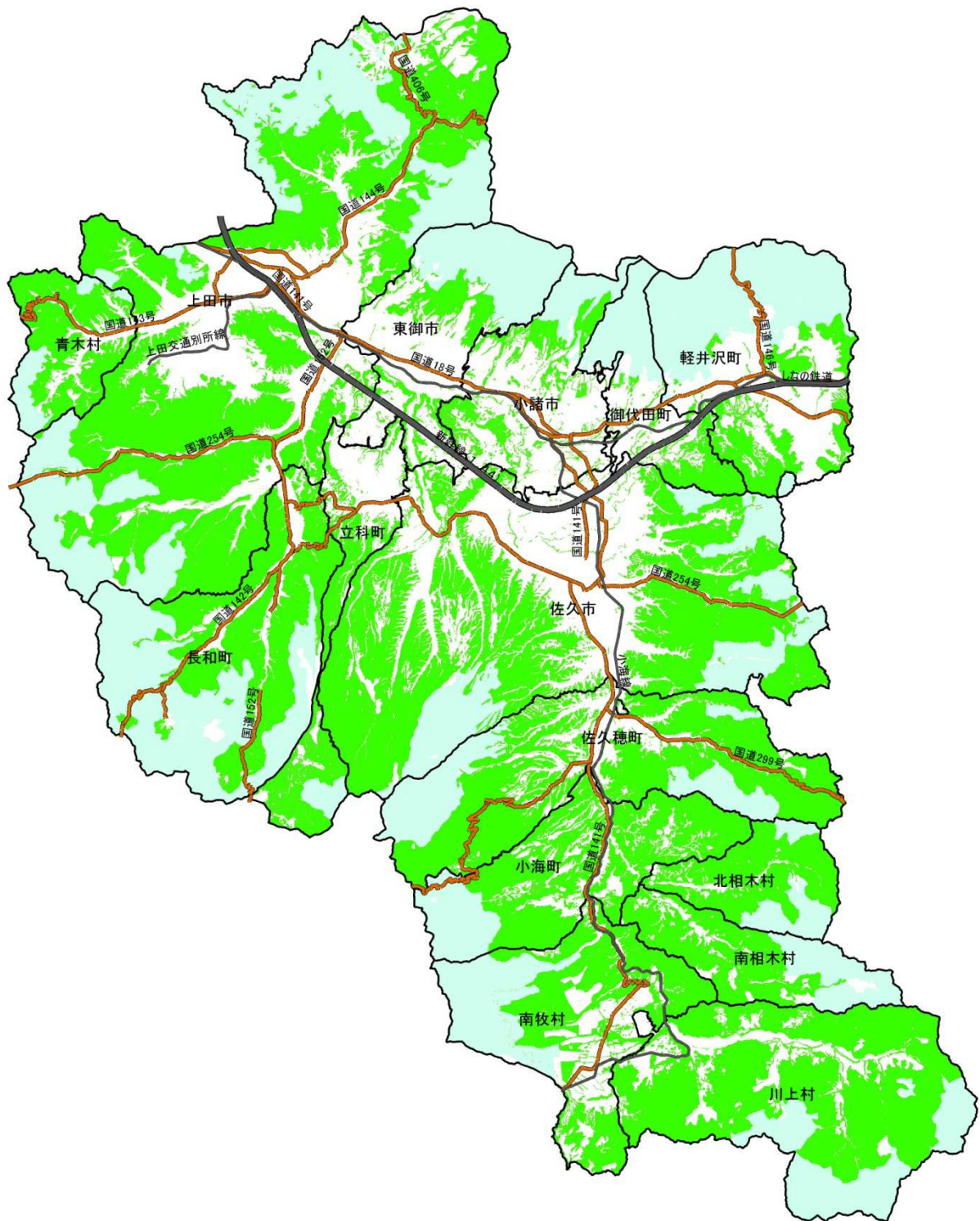
4 森林計画の対象とする森林の区域は、次の(1)~(3)までの事項の対象となる。


(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

【計画の対象とする森林の区域図】



凡	例
計画の対象とする森林	
国 有 林	